

# 【欠格事由を設けている営業等】

警 察 庁

営業等の種類	制度	欠格事由															
風俗営業	許可	5年			5年	5年	5年										
店舗型性風俗特殊営業	届出																
無店舗型性風俗特殊営業	届出																
映像送信型性風俗特殊営業	届出																
店舗型電話異性紹介営業	届出																
深夜における飲食店営業																	
深夜における酒類提供飲食店営業	届出																
興行場営業																	
特殊性風俗物品販売営業																	
接客業務受託営業																	
古物商	許可	5年			5年	5年											
古物市場主	許可	5年			5年	5年											
古物競りあっせん業者	届出																
質屋営業	許可	3年			3年							3年					
警備業	認定	5年										5年	3年				
機械警備業	届出																
自動車運転代行業	認定	2年										2年					
探偵業	届出	5年										5年	5年				
(法制定時)警備業	届出	3年															
特定労働者派遣事業	届出	5年			5年							5年					

< 欠格事由 >

- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、一定期間を経過しない者
- 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められる者
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 営業の許可を取り消され、一定期間を経過しない者
- 許可の取消処分による許可証返納から一定期間を経過しない者
- 許可の取消処分により許可証を返納した法人の役員であった者で、一定期間を経過しない者
- 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
- 法人で、その役員のうち欠格事由のいずれかに該当する者があるもの
- 住居の定まらない者
- 管理者等を選任すると認められないことについて相当な理由のある者
- 最近数年間に当該法律に違反した者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により中止命令等を受けた日から、一定期間を経過しない者
- 心身の障害により業務を適正に行うことができない者
- に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者
- 代行運転自動車の運行により生じた損害を賠償するための措置が、基準に適合しない者
- 基準に適合する質物の保管設備を有しない者